

Ⅶ 条例・規則

1 三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

		平成5年3月31日条例第8号
改正	平成9年3月13日条例第1号	平成9年3月31日条例第4号
	平成10年3月16日条例第10号	平成12年3月30日条例第17号
	平成14年3月29日条例第16号	平成15年3月11日条例第4号
	平成20年12月26日条例第40号	平成24年6月29日条例第22号
	平成24年10月10日条例第26号	平成24年12月27日条例第41号
	令和元年9月10日条例第9号	令和2年12月23日条例第25号

三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年三鷹市条例第32号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市長の基本的責務等（第3条・第4条）
- 第3章 事業者の基本的責務（第5条）
- 第4章 市民の基本的責務（第6条）
- 第5章 廃棄物の減量及び再利用等（第7条—第15条）
- 第6章 適正処理困難物の抑制（第16条—第18条）
- 第7章 一般廃棄物の適正処理等（第19条—第31条）
- 第8章 一般廃棄物処理手数料（第32条—第34条）
- 第9章 一般廃棄物処理業（第35条—第41条）
- 第10章 浄化槽清掃業（第42条—第45条）
- 第11章 地域の生活環境（第46条—第48条の2）
- 第12章 雑則（第49条—第51条）
- 第13章 罰則（第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、地球環境の保全を基調とした資源循環型社会を構築するまちづくりを行い、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

一部改正〔平成12年条例17号〕

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 市長が行う廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。

一部改正〔平成20年条例40号〕

第2章 市長の基本的責務等

(市長の基本的責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 3 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
- 4 市長は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、再利用の促進等による廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第3章 事業者の基本的責務

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合は、その回収に努めなければならない。
- 4 事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
- 5 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

第4章 市民の基本的責務

第6条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭系廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、家庭系廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成20年条例40号〕

第5章 廃棄物の減量及び再利用等

(市長の減量義務)

第7条 市長は、資源物の分別収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用に関する計画)

第8条 市長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

(事業者の減量義務)

第9条 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

一部改正〔平成14年条例16号〕

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第10条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（改善勧告等）

第11条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第12条 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

一部改正〔平成9年条例4号〕

（受入拒否）

第13条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第11条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

（市民の自主的行動）

第14条 市民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

（商品の選択等）

第15条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等の材質等を自ら判断し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

- 2 市民は、商品の購入に伴い、不要となる物品がある場合には、事業者に対して下取り等を求めるよう努めなければならない。

第6章 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第16条 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第17条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、流通、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務等)

第18条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

- 2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、流通、販売等を行う事業者は、自らの責任においてその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。
- 3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。
- 4 市長は、第2項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。
- 5 前項の規定により命ぜられた回収について事業者がこれを履行しない場合は、市長は、自ら当該適正処理困難物を回収し、又は第三者をしてこれを回収させ、その費用を当該事業者から徴収することができる。

一部改正〔平成9年条例4号〕

第7章 一般廃棄物の適正処理等

(家庭系廃棄物の処理)

第19条 市長は、自らの責任において家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

- 2 家庭系廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする者は、規則で定める基準に従わなければならない。

一部改正〔平成15年条例4号・20年40号〕

(事業系廃棄物の処理)

第20条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第21条 市長は、法第6条の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

一部改正〔平成24年条例22号〕

(一般廃棄物の処理)

第22条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

一部改正〔平成20年条例40号・24年22号〕

(計画遵守義務)

第23条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭系廃棄物を収納する袋等について、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭系廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

一部改正〔平成20年条例40号・24年22号〕

(家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出方法)

第23条の2 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭系廃棄物（粗大ごみ、し尿及び資源物を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

2 事業者は、市長が収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。

3 前2項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。

全部改正〔平成20年条例40号〕

(収集又は運搬の禁止等)

第23条の3 市長及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

追加〔平成24年条例22号〕

(三鷹市行政手続条例の適用除外)

第23条の4 前条第2項の規定による命令については、三鷹市行政手続条例（平成9年三鷹市条例第4号）第3章の規定は適用しない。

追加〔平成24年条例22号〕

(排出禁止物)

第24条 占有者は、市長が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。

(1) 有毒性の物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性及び爆発性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 容積又は重量の著しく大きい物

(6) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(7) 前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭系廃棄物の処理施設機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成20年条例40号〕

(動物の死体)

第25条 犬、猫その他の動物の飼育者は、その飼育した動物の死体を自らの責任において処理しなければならない。

2 市長は、飼育者が不明な動物の死体の処理について市民から申出があった場合は、速やかにこれを処理しなければならない。

一部改正〔平成12年条例17号〕

(改善勧告等)

第26条 市長は、占有者が第23条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集拒否)

第27条 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、その措置の不履行の期間中、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。

一部改正〔平成20年条例40号〕

(事業者の処理)

第28条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、それらを処理するよう命ずることができる。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第22条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第29条 事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(準用)

第30条 第22条第1項、第23条、第24条及び第26条の規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

(大規模建築物の廃棄物の保管場所等の設置)

第31条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

第8章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第 32 条 市長は、家庭系廃棄物（資源物を除く。）を排出する占有者又は事業系一般廃棄物（資源物を除く。）を排出する事業者から、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、事業者が事業系一般廃棄物を資源物として排出するときは、規則で定める基準により一般廃棄物処理手数料を徴収することができる。

2 既に納付した一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

全部改正〔平成 12 年条例 17 号〕、一部改正〔平成 15 年条例 4 号・20 年 40 号〕

（指定収集袋の交付）

第 32 条の 2 市長は、前条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料（第 23 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により排出する廃棄物に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者又は第 34 条の規定により当該一般廃棄物処理手数料を減免した者に、規則で定める場合を除き、指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成 12 年条例 17 号〕、一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

（手数料の算定）

第 33 条 市長は、第 32 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

一部改正〔平成 12 年条例 17 号・15 年 4 号〕

（手数料の減免）

第 34 条 市長は、天災その他福祉的な考慮等特別の理由があると認めるときは、第 32 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

一部改正〔平成 15 年条例 4 号・20 年 40 号〕

第 9 章 一般廃棄物処理業

（業の許可）

第 35 条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

3 市長は、前 2 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前 2 項の許可をしてはならない。

（1） 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

（2） その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

（3） その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

（4） 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれかに該当する者

イ この条例の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者

ウ その他規則で定める者

- 4 第1項又は第2項の許可は、2年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 6 市長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

一部改正〔平成10年条例10号・12年17号・20年40号・24年22号〕

(業の変更の許可)

第36条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は同条第2項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(処理基準)

第37条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、第22条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第38条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事業所等の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(許可の取消し等)

第39条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第35条第3項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第35条第3項第4号アからウまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第35条第5項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

一部改正〔平成9年条例4号・14年16号・24年22号〕

(許可証の再交付)

第40条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 10,000円
- (5) 許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

第10章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可)

第42条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(遵守義務)

第43条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事業所等の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(許可証の再交付)

第44条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

第45条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 10,000円
- (2) 許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

第11章 地域の生活環境

(清潔の保持)

第46条 占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲を常に清潔にし、臭気の発散、病虫害の発生等により近隣に迷惑をかけることのないよう、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。
- 3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物を配布し、又は配布させた者は、散乱した物を速やかに清掃しなければならない。
- 4 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に土砂等が飛散したり、流出したりしないようにしなければならない。

一部改正〔平成12年条例17号〕

(公共の場所の管理者の責務)

第47条 前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(吸い殻、空き缶等の投げ捨て防止)

第47条の2 何人も、みだりに吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶、空き瓶等の投げ捨てを行ってはならない。

- 2 缶入り、瓶詰等の飲料を製造し、又は販売する事業者は、空き缶、空き瓶等の回収のための容器を設置するなど、空き缶、空き瓶等の投げ捨て防止に努めなければならない。

追加〔平成12年条例17号〕

(指導、助言等)

第47条の3 市長は、第46条及び前条の規定に違反した者に対し、必要な措置をとるよう指導、助言又は勧告を行うことができる。

追加〔平成12年条例17号〕

(空き地の管理等)

第 48 条 空き地の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）は、犯罪若しくは火災の発生又は害虫等による非衛生状態の発生を防止するため、繁茂した雑草等を除去し、適正に管理しなければならない。

2 所有者等は、付近住民の生活環境を損なうことを防止するため、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等不法投棄を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所有者等は、その空き地に廃棄物が捨てられ、廃棄者の特定と処理が困難な場合は、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

4 所有者等は、その空き地を物置場として利用している場合は、その置いている資材、薬品、廃棄物等が原因で事故が発生しないように適正に管理しなければならない。

5 市長は、空き地が危険な状態になると判断するときは、その空き地の雑草等の措置について、その所有者等に対し、必要な指導又は助言を行わなければならない。

全部改正〔平成 12 年条例 17 号〕

（勧告、命令等）

第 48 条の 2 市長は、前条第 1 項の規定に違反して、その空き地の付近住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、所有者等に対し、その空き地の雑草等を除去し、又は刈り取ることを勧告し、又は命ずることができる。

2 市長は、前項の命令を受けた者が、これを履行しないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定により、自ら所有者等のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

追加〔平成 12 年条例 17 号〕

第 12 章 雑則

（報告の徴収）

第 49 条 市長は、法第 18 条及び浄化槽法第 53 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

（立入検査）

第 50 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理並びに空き地の管理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成 12 年条例 17 号〕

（技術管理者の資格）

第 50 条の 2 法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、規則で定める。

追加〔平成 24 年条例 26 号〕

（委任）

第 51 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 13 章 罰則

追加〔平成 24 年条例 22 号〕

（罰則）

第 52 条 第 23 条の 3 第 2 項の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

追加〔平成 24 年条例 22 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）第 13 条第 1 項の許可で次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲げるこの条例（以下同表において「新条例」という。）第 35 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物の収集又は運搬のみの業に係る旧条例第 13 条第 1 項の許可	新条例第 35 条第 1 項の許可
浄化槽清掃業に係る旧条例第 13 条第 1 項の許可	新条例第 42 条第 1 項の許可

- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定によりされている申請で、前項の表の左欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の右欄に掲げる許可に係る申請とみなす。
- 4 前 2 項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 9 年 3 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 4 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 16 日条例第 10 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 17 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の次に 1 条を加える改正規定、第 32 条の改正規定、第 32 条の次に 1 条を加える改正規定及び別表の改正規定は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 23 条の 2、第 32 条、第 32 条の 2 及び別表の規定は、平成 12 年 9 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出について適用し、適用日前に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日条例第 16 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表（粗大ごみに係る部分に限る。）の規定は、平成 14 年 10 月 1 日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、同日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 11 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 解散前の武蔵野三鷹地区保健衛生組合が有していた一般廃棄物の処分の手数料に係る債権（武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第1処理場に係るものに限る。）で、三鷹市に譲与されたものについては、この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表4の項に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収の例により徴収する。

附 則（平成20年12月26日条例第40号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第22号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年10月10日条例第26号）

この条例中第1条の規定（第50条の次に1条を加える改正規定に限る。）は公布の日から、第1条の規定（第50条の次に1条を加える改正規定を除く。）は規則で定める日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第41号）

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表（粗大ごみに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月10日条例第9号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年12月23日条例25号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出については、なお従前の例による。

別表（第32条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分		手数料
1 家庭系廃棄物を指定収集袋により排出する占有者	ミニ袋（5リットル相当）	1袋につき9円
	S袋（10リットル相当）	1袋につき18円
	M袋（20リットル相当）	1袋につき37円
	L袋（40リットル相当）	1袋につき75円
2 家庭系廃棄物（し尿を除く。）を指定収集袋によらず排出する占有者	粗大ごみ	1品につき3,000円を限度として、品目別に規則で定める額
	臨時のごみ（粗大ごみを除く。）	1キログラムにつき 50円
3 事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）を排出する事業者		1キログラムにつき 50円 指定収集袋を使用して排出するときは、指定収集袋の容量に応じて規則で定める額

4 し尿を排出する占有者又は事業者	(1) 水洗化未実施世帯	1 便槽 1 回につき	1,500 円
	(2) 仮設トイレ	1 便槽 1 回につき	10,000 円

全部改正〔平成 20 年条例 40 号〕、一部改正〔平成 24 年条例 26 号・41 号〕

2 三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

		平成 5 年 6 月 23 日規則第 16 号
改正	平成 6 年 7 月 19 日規則第 30 号	平成 9 年 6 月 27 日規則第 22 号
	平成 10 年 3 月 20 日規則第 7 号	平成 12 年 3 月 31 日規則第 21 号
	平成 12 年 6 月 30 日規則第 55 号	平成 12 年 12 月 20 日規則第 73 号
	平成 13 年 3 月 26 日規則第 8 号	平成 13 年 10 月 15 日規則第 39 号
	平成 13 年 11 月 5 日規則第 42 号	平成 14 年 5 月 22 日規則第 44 号
	平成 15 年 3 月 26 日規則第 9 号	平成 15 年 9 月 29 日規則第 46 号
	平成 16 年 9 月 16 日規則第 45 号	平成 17 年 3 月 31 日規則第 10 号
	平成 18 年 9 月 14 日規則第 63 号	平成 20 年 10 月 1 日規則第 37 号
	平成 21 年 3 月 31 日規則第 9 号	平成 22 年 9 月 15 日規則第 37 号
	平成 24 年 7 月 31 日規則第 27 号	平成 24 年 10 月 10 日規則第 31 号
	平成 27 年 3 月 23 日規則第 13 号	平成 28 年 3 月 31 日規則第 36 号
	令和 2 年 9 月 4 日規則第 51 号	令和 2 年 12 月 23 日規則第 64 号
	令和 3 年 9 月 29 日規則第 39 号	令和 5 年 9 月 29 日規則第 54 号

三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則（昭和 47 年三鷹市規則第 25 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年三鷹市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び条例の例による。

（再利用に関する計画）

第 3 条 条例第 8 条に規定する再利用に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 再利用の基本方針に関する事項
- (2) 再利用促進のための方策に関する事項
- (3) 資源物の発生量及び再利用量の見込みに関する事項
- (4) 再利用のための施設整備に関する事項
- (5) 再利用促進のための教育に関する事項
- (6) その他再利用に関し必要な事項

（事業用大規模建築物）

第 4 条 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する延べ床面積が 3,000 平方メートル以上の建築物又は同一事業所からの事業系廃棄物の排出量が年間 50 トンを超えるものとする。

（廃棄物管理責任者）

第5条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第10条第2項の規定により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を管理することのできる者のうちから廃棄物管理責任者を1人選任し、選任の日から30日以内に廃棄物管理責任者選任（解任）届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項の届出に変更があったときは、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任（解任）届により市長に届け出なければならない。

（事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用計画）

第6条 事業用大規模建築物の所有者は、条例第10条第3項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用計画書（様式第2号）を毎年4月1日現在で作成し、5月末日までに市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成12年規則21号〕

（再利用対象物の保管場所の設置基準等）

第7条 条例第10条第4項及び第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 廃棄物の保管場所を明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにすること。

（2） 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。

（3） 再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。

（4） 搬入、搬出等の作業が容易にできるものであること。

（5） 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者は、条例第10条第6項の規定により、再利用対象物の保管場所の設置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による当該建築物の確認の申請の前までに再利用対象物保管場所設置届（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第8条 市長は、条例第18条第1項の規定により適正処理困難物を指定する場合は、あらかじめ他の地方公共団体等と協議するものとする。

2 市長は、適正処理困難物を指定した場合は、これを市民に明らかにするとともに、適正処理困難物の製造、加工、流通、販売等を行う事業者に通知するものとする。

（家庭系廃棄物の運搬許可）

第9条 条例第19条第2項に規定する家庭系廃棄物を市長が指定する処理施設へ運搬しようとする者は、廃棄物運搬許可申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

一部改正〔平成15年規則9号・21年9号〕

（家庭系廃棄物の受入基準）

第10条 条例第19条第2項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 一般廃棄物処理計画に適合したものであること。

（2） 一般廃棄物の処理施設に支障をきたさないものであること。

（3） 再利用の対象となる物の混入がないものであること。

一部改正〔平成21年規則9号〕

（粗大ごみ又は臨時のごみの処理の申込み）

第11条 家庭系廃棄物のうち、粗大ごみ又は臨時のごみの処理を受けようとする者は、家庭系廃棄物処理申込書（様式第5号）の提出その他市長が定める方法により市長に申し込まなければならない。

2 粗大ごみは、別表第1に定めるもののほか、通常の収集に支障をきたす数量、重量、容積のある物で市長が指示するものとする。

3 臨時のごみは、災害時等で緊急に処理する必要がある家庭系廃棄物とする。

一部改正〔平成 20 年規則 37 号・21 年 9 号〕

(し尿の処理の申込み)

第 12 条 し尿の処理を受けようとする者は、し尿処理申込書(様式第 6 号)により市長に申し込まなければならない。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第 13 条 条例第 22 条第 3 項に規定する規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条の規定による。

(収集又は運搬の禁止の対象となる資源物)

第 13 条の 2 条例第 23 条の 3 第 1 項に規定する規則で定める資源物は、次に掲げるものとする。

- (1) 古紙(新聞、雑誌、雑紙及び段ボール)
- (2) 缶
- (3) びん
- (4) 古着類

追加〔平成 24 年規則 27 号〕

(収集又は運搬の禁止命令)

第 13 条の 3 条例第 23 条の 3 第 2 項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書(様式第 6 号の 2)により行うものとする。

追加〔平成 24 年規則 27 号〕

(事業者処理を命ずることのできる事業系一般廃棄物の量)

第 14 条 条例第 28 条第 1 項の規定により市長がその処理を命ずることのできる事業系一般廃棄物の量は、次のとおりとする。

- (1) 1 日の平均排出量 10 キログラム以上
- (2) 1 回の排出量 100 キログラム以上又は 1 立方メートル以上

一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕

(準用)

第 15 条 第 9 条及び第 10 条の規定は、条例第 29 条第 1 項に規定する事業系一般廃棄物の市長の指定する処理施設への運搬及び受入基準について準用する。

(大規模建築物の廃棄物の保管場所等の設置)

第 16 条 条例第 31 条第 1 項に規定する規則で定める大規模建築物は、延べ床面積が 1,000 平方メートル以上のもの又は居住用のものであって計画戸数が 15 戸以上のものとする。

2 大規模建築物を建設しようとする者は、条例第 31 条第 1 項の規定により、廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)の設置について、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による当該建築物の確認の申請の前までに廃棄物保管場所等設置届(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

3 条例第 31 条第 2 項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (2) 廃棄物の収集に際し、支障なく搬入、搬出等の作業ができるものであること。
- (3) 保管場所は、可燃ごみと不燃ごみが分別して置けるよう区分し、常に清潔を保持するための清掃等ができるようできるだけ水栓設備を設けること。
- (4) 保管場所の管理責任者を明記すること。
- (5) 保管場所には、一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。

(粗大ごみの手数料)

第 16 条の 2 条例別表粗大ごみの項に規定する品目別に規則で定める額は、別表第 1 のとおりとする。

追加〔平成 14 年規則 44 号〕、一部改正〔平成 21 年規則 9 号〕

(資源物に係る事業系一般廃棄物処理手数料の特例)

第 16 条の 3 条例第 32 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める基準は、第 16 条の 5 の表の不燃系資源物用の項及び可燃系資源物用の項に定めるところによる。

追加〔平成 12 年規則 21 号〕、一部改正〔平成 13 年規則 42 号・14 年 44 号・15 年 9 号〕

(一般廃棄物処理手数料の還付)

第 16 条の 4 条例第 32 条第 2 項ただし書に規定する特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）又は第 18 条第 4 項に規定する三鷹市粗大ごみ処理券を所有している占有者等が、市外に転出するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料還付請求書（様式第 7 号の 2）を市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成 21 年規則 9 号〕

(指定収集袋の種別等)

第 16 条の 5 指定収集袋の種別及び用途は、次の表のとおりとする。

指定収集袋の種別		用途	
家庭系廃棄物	可燃物、不燃物用	ミニ袋	5 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		S 袋	10 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		M 袋	20 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		L 袋	40 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
事業系一般廃棄物	可燃物、不燃物用	小袋	22.5 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		大袋	45 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
	不燃系資源物用	小袋	22.5 リットル相当の不燃系資源物排出用
		大袋	45 リットル相当の不燃系資源物排出用
	可燃系資源物用	紙袋	可燃系資源物排出用

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、指定収集袋の種別及び用途を別に定めることができる。

全部改正〔平成 21 年規則 9 号〕

(指定収集袋の交付方法等)

第 16 条の 6 前条第 1 項に規定する指定収集袋の交付は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種別ごとに、同表の中欄に掲げる額の一般廃棄物処理手数料を納付した者に同表の右欄に掲げる枚数を一組として行うものとする。

指定収集袋の種別		一般廃棄物処理手数料	一組の枚数
家庭系廃棄物	可燃物、不燃物用	ミニ袋	90 円
		S 袋	180 円
		M 袋	370 円
		L 袋	750 円
事業系一般廃棄物	可燃物、不燃物用	小袋	1,300 円

	不燃系資源物用	大袋	2,600 円	10 枚
		小袋	500 円	10 枚
	可燃系資源物用	大袋	1,000 円	10 枚
		紙袋	500 円	10 枚

- 2 前条第2項に規定する指定収集袋のうち、交付を要するものの交付の方法は、市長が別に定める。
- 3 条例第32条の2第1項に規定する規則で定める場合は、第19条第2号ウ又はエに該当する場合とする。

追加〔平成21年規則9号〕

(一般廃棄物処理手数料の算定基準の特例)

第17条 条例第33条に規定する重量以外の基準による場合は、1立方メートルを100キログラムに換算し、算定する。

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第18条 一般廃棄物処理手数料(第16条の6第1項に規定する一般廃棄物処理手数料を除く。)は、収集の都度徴収する方法又は様式第8号に定める一般廃棄物処理手数料納入通知書(以下、「納入通知書」という。)の発付により徴収する。

- 2 一般廃棄物処理手数料を収集の都度徴収する場合において、当該手数料を徴収したときは、様式第8号による領収書を交付する。
- 3 一般廃棄物処理手数料を納入通知書により徴収する場合の納付期限は、当該納入通知書の発付の日から1月以内とする。
- 4 一般廃棄物処理手数料のうち条例別表粗大ごみの項に規定する手数料については、粗大ごみの処理を受けようとする者が当該手数料を納付したときは、三鷹市粗大ごみ処理券(様式第8号の2)を交付するものとする。

一部改正〔平成6年規則30号・9年22号・12年21号・13年42号・14年44号・15年9号・21年9号〕

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第19条 条例第34条の規定により市長が一般廃棄物処理手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、それぞれ当該各号に掲げる額を減額し、又は免除する。

(1) 次に掲げる者が、一般廃棄物(家庭系廃棄物を指定収集袋により排出する場合を除く。)を排出する場合 免除

ア 天災、火災等の被害を受けた者

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯

(2) 次に掲げる者が、家庭系廃棄物(指定収集袋により排出する場合又は市長が指示する方法により排出する場合に限る。)を排出する場合 免除(ただし、イに掲げる者については、別表第2の右欄に掲げる枚数を限度とする。)

ア 天災、火災等の被害を受けた者

イ 別表第2の左欄に掲げる世帯に属する者

ウ 育児、介護等に使用した紙おむつを排出する者

エ 枝木及び草葉を排出する者

オ 使用された乾電池、水銀を含む蛍光灯、体温計、スプレー缶等の有害物を排出する者

カ 道路、公園その他公共的な施設等の清掃活動を行った自治会等の各種団体又は個人

(3) その他市長が特別の理由があると認めた者 免除又は5割以内で市長が必要と認める額を減額

全部改正〔平成 21 年規則 9 号〕

(減免の申請等)

- 第 19 条の 2** 前条第 1 号の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けようとする者又は同条第 3 号の規定により一般廃棄物(家庭系廃棄物を収集袋により排出する場合を除く。)に係る一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前条第 2 号の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けようとする者は、指定収集袋一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第 10 号の 2)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第 1 項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免することを承認したときは、一般廃棄物処理手数料減免承認通知書(様式第 10 号の 3)を申請した者に通知するものとする。
- 4 市長は、第 2 項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免することを承認したときは、指定収集袋一般廃棄物処理手数料免除承認通知書兼指定収集袋引換券(様式第 10 号の 4)を申請した者に交付し、かつ、同引換券と引換えに別表第 2 に定めるところにより指定収集袋を交付するものとする。
- 5 前項の規定により承認した場合において、当該申請が郵送等によるものである場合は、当該申請した者に対して、指定収集袋一般廃棄物処理手数料免除承認通知書(様式第 10 号の 4 の 2)により通知し、及び別表第 2 に定める指定収集袋を交付するものとする。
- 6 前 3 項に規定する場合において、減免を承認しないことと決定したときは、一般廃棄物処理手数料減免不承認通知書(様式第 10 号の 5)により当該申請者に通知するものとする。
- 7 第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、前条第 2 号ウ、エ又はオに掲げる一般廃棄物処理手数料の免除については、申請等を省略することができる。

追加〔平成 21 年規則 9 号〕

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第 20 条 条例第 35 条第 1 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第 11 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本)
- (2) 身分証明書(法人にあつては、代表者及びその業務を行う役員を含む。)
- (3) 申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)が条例第 35 条第 3 項第 4 号アからウまでに該当しない旨を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第 35 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条で定める者とする。

一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第 21 条 条例第 35 条第 2 項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第 12 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本)
- (2) 身分証明書(法人にあつては、代表者及びその業務を行う役員を含む。)

(3) 申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）が条例第 35 条第 3 項第 4 号アからウまでに該当しない旨を記載した書類

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第 35 条第 2 項ただし書に規定する規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 で定める者とする。

一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕

（一般廃棄物処理業の許可基準）

第 22 条 条例第 35 条第 3 項第 3 号（条例第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、一般廃棄物収集運搬業にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に、一般廃棄物処分業にあつては同施行規則第 2 条の 4 各号に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業にあつては、一般廃棄物の運搬先を明確にできること。

(2) 一般廃棄物処分業（最終処分を除く。）にあつては、一般廃棄物の処分先を明確にできること。

（許可の更新期間）

第 23 条 条例第 35 条第 4 項に規定する規則で定める期間は、2 年とする。

一部改正〔平成 10 年規則 7 号〕

（許可証）

第 24 条 条例第 35 条第 6 項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第 13 号）又は一般廃棄物処分業許可証（様式第 14 号）とする。

（業の変更の許可）

第 25 条 条例第 36 条第 1 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（様式第 15 号）又は一般廃棄物処分業変更許可申請書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

（許可申請書等の記載事項の変更）

第 26 条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第 20 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可申請書又は第 21 条第 1 項に規定する一般廃棄物処分業許可申請書及びその添付書類の記載事項に変更を生じたときは、処理業許可申請書等記載事項変更届（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第 27 条 市長は、条例第 39 条第 1 項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（様式第 18 号）又は事業停止命令書（様式第 19 号）により行うものとする。

2 前項の規定によりその許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことがあつても、市長はその責任を負わない。

（許可証の再交付）

第 28 条 条例第 40 条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（様式第 20 号）を市長に提出しなければならない。

2 き損により前項の申請を行う者は、当該申請書にき損した許可証を添付するものとする。

（業の休止及び廃止届）

第 29 条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を休止し、又は廃止しようとする者は、業の休止・廃止届（様式第 21 号）により市長に届け出なければならない。

（許可証の返還）

第 30 条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を廃止したとき。
- (2) 条例第 39 条第 1 項により許可を取り消されたとき。
- (3) 許可の期間が満了したとき。

一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕

(浄化槽清掃業の許可申請)

第 31 条 条例第 42 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第 22 号)に環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚生省令第 17 号)第 10 条第 2 項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成 12 年規則 73 号〕

(浄化槽清掃業の許可基準)

第 32 条 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第 36 条の規定による。

(浄化槽清掃業の許可証の交付)

第 33 条 条例第 42 条第 2 項の規定により交付する許可証は、浄化槽清掃業許可証(様式第 23 号)とする。

(浄化槽清掃業の許可証の再交付)

第 34 条 条例第 44 条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第 20 号)を市長に提出しなければならない。

2 き損により前項の申請を行う者は、当該申請書にき損した許可証を添付するものとする。

(一般廃棄物処理業務実績報告書)

第 35 条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処理に関する前月分の実績を毎月 10 日までに一般廃棄物処理業務実績報告書(様式第 24 号)により市長に報告しなければならない。

(浄化槽清掃業務実績報告書)

第 36 条 浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃に関する前月分の実績を毎月 10 日までに浄化槽清掃業務実績報告書(様式第 25 号)により市長に報告しなければならない。

(措置命令)

第 37 条 条例第 48 条の 2 第 1 項の規定による命令は、雑草等除去命令書(様式第 26 号)により行うものとする。

追加〔平成 12 年規則 21 号〕

(立入検査員証)

第 38 条 条例第 50 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第 27 号)によるものとする。

追加〔平成 12 年規則 21 号〕

(技術管理者の資格)

第 39 条 条例第 50 条の 2 に規定する規則で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

追加〔平成24年規則31号〕

(委任)

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成12年規則21号・24年31号〕

附 則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月19日規則第30号)

この規則は、平成6年7月20日から施行する。

附 則 (平成9年6月27日規則第22号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日規則第7号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第21号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定、第16条の次に3条を加える改正規定及び様式第7号の次に1様式を加える改正規定は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第14条及び第16条の2から第16条の4までの規定は、平成12年9月1日(以下「適用日」という。)以後に

収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出について適用し、適用日前に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 6 月 30 日規則第 55 号）

- 1 この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則（平成 12 年 12 月 20 日規則第 73 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日規則第 8 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 15 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 5 日規則第 42 号）

この規則は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 22 日規則第 44 号）

- 1 この規則は、平成 14 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第 16 条の 2、第 18 条第 4 項、別表及び様式第 9 号の 2 の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日規則第 9 号）

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則（平成 15 年 9 月 29 日規則第 46 号）

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 9 月 16 日規則第 45 号）

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 10 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 14 日規則第 63 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 1 日規則第 37 号）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 9 号）

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 15 日規則第 37 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調整された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則（平成 24 年 7 月 31 日規則第 27 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 10 日規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日規則第 13 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則（令和 2 年 9 月 4 日規則第 51 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則（令和 2 年 12 月 23 日規則第 64 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 18 条第 4 項及び旧規則様式第 9 号の 2 の規定により交付を受けた三鷹市粗大ごみ処理券（以下「旧三鷹市粗大ごみ処理券」という。）の使用等については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、現に旧三鷹市粗大ごみ処理券の交付を受けた者は、その券面額の総額と等しくなる新規則第 18 条第 4 項及び新規則様式第 9 号の 2 の規定による三鷹市粗大ごみ処理券と交換することができる。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日規則第 54 号）

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 11 条、第 16 条の 2 関係）

粗大ごみ対象品目及び一般廃棄物処理手数料

番号	品目	手数料(円)
電気・ガス・石油器具		
1	アンテナ（チューナーを除く。）	200

2	オーディオ機器（単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く。）	200
3	ステレオミニコンポーネントセット（幅が 50cm 以下のもの）	200
4	ステレオミニコンポーネントセット（幅が 50cm を超え 90cm 以下のもの）	400
5	ビデオデッキ・DVD デッキ	200
6	ラジオカセットレコーダー	200
7	加湿器	200
8	空気清浄機	200
9	炊飯器	200
10	ホットプレート	200
11	照明器具（シャンデリアを除く。）	200
12	除湿器	200
13	扇風機	200
14	掃除機	200
15	ストーブ	200
16	ファンヒーター	200
17	ガステーブル・ガスコンロ	200
18	電子レンジ	400
19	ミシン（卓上型のもの）	400
家具・寝具		
1	いす（ソファ等を除く。）	200
2	座いす（1 人用のもの）	200
3	ソファ（1 人用のもの）	400
4	ソファ（2 人用のもの）	800
5	ソファ（3 人以上のもの）	1,200
6	鏡台・ドレッサー・三面鏡（高さが 90cm 以下のもの。いすを除く。）	200
7	こたつ	200
8	カーペット・じゅうたん（広さが 2 畳を超え 6 畳以下のもの。ウッドカーペット等を除く。）	400
9	ござ（広さが 2 畳を超えるもの）	200
10	アコーディオンカーテン	200
11	ブラインド	200
12	机（両袖机及びいすを除く。）	600
13	テーブル・座卓・こたつ（最大辺が 90cm 以下のもの）	200
14	テーブル・座卓・こたつ（最大辺が 90cm を超え 180cm 以下のもの）	400
15	テーブル・座卓・こたつ（最大辺が 180cm を超えるもの）	600
16	箱物家具（3 辺の和が 195cm 以下のもの）	200
17	箱物家具（3 辺の和が 195 cm を超え 240cm 以下のもの）	400
18	箱物家具（3 辺の和が 240 cm を超え 330cm 以下のもの）	600
19	箱物家具（3 辺の和が 330cm を超えるもの）	1000
20	布団	200

21	マットレス	200
22	シングルベッド (ベッドマットを除く。)	600
23	パイプベッド (ベッドマットを除く。)	600
24	セミダブルベッド (ベッドマットを除く。)	600
25	ダブルベッド (ベッドマットを除く。)	1000
26	ベッドマット (シングル・セミダブル用)	400
27	ベッドマット (ダブル用)	600
事務機器		
1	コピー機 (高さが 60cm 以下のもの)	400
2	シュレッダー (高さが 60cm 以下のもの)	200
3	スキャナ (最大辺が 60cm 以下のもの)	200
4	ファクシミリ付電話	200
5	ファクシミリ (重さが 10kg 以下のもの)	200
6	プリンター (重さが 10kg 以下のもの)	200
7	ワードプロセッサ	200
趣味・スポーツ・レジャー用品		
1	額縁・キャンバス	200
2	ギター (ケースを含む。)	200
3	楽器用スピーカー	400
4	キーボード (卓上型のもの)	200
5	クーラーボックス	200
6	ゴルフ用品 (単品のもの)	200
7	スキー用品 (単品のもの)	200
子供・乳児用品		
1	一輪車	200
2	三輪車	200
3	チャイルドシート	200
4	ベビーカー	200
5	ベビーバス	200
6	ベビーベッド (ベッドマットを除く。)	400
7	ベビーラック	200
8	ベッドマット	200
その他		
1	板類 (1 束)	200
2	鏡・姿見 (最大辺が 90cm 以下のもの)	200
3	かご類	200
4	かばん類	200
5	ごみ箱	200
6	自転車 (タイヤ径が 18 インチ以下のもの。電気式を除く。)	200
7	自転車 (タイヤ径が 18 インチを超えるもの。電気式を除く。)	600

8	シルバーカー	200
9	すのこ	200
10	物干しざお	200
11	物干し（室内用のもの）	200
12	よしず、すだれ	200

備考

- この表において「最大辺」とは、粗大ごみの最も長い1辺をいう。
- この表は、最大辺が40 cm以上のものについて適用する。
- 最大辺が200 cmを超え、又は重量が60 kgを超えるものにあつては、解体又は切断をした状態で排出するものとする。
- この表に掲げる品目であっても、通常の重量、形状等を著しく逸脱する場合は、その重量、形状等を考慮し、市長が定める手数料とする。
- この表に掲げる品目以外の品目の手数料は、その重量、形状等を考慮し、この表に掲げる品目に準じて市長が定める手数料とする。

全部改正〔平成20年規則37号〕、一部改正〔平成21年規則9号〕

別表第2（第19条関係）

対象世帯	指定収集袋の枚数
(1) 生活保護法の扶助を受ける者の属する世帯	100枚
(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第283号）の児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100枚
(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100枚
(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の扶助を受ける者の属する世帯	100枚
(5) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により老齢福祉年金の支給を受ける世帯	100枚
(6) 75歳以上の者のみの世帯で収入が年金のみの収入又は収入のない世帯	100枚
(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳を所持する者（障がいの程度が1級又は2級と記載されたものに限る。）が属し、かつ、市区町村民税が非課税の世帯	100枚
(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者（障がいの程度が1級又は2級と記載されたものに限る。）が属し、かつ、市区町村民税が非課税の世帯	100枚
(9) 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳を所持する者（障がいの程度が1度又は2度と記載されているものに限る。）が属し、かつ、市区町村民税が非課税の世帯	100枚

備考

- 1 指定収集袋の枚数は、1世帯につき1年当たりの枚数とし、市長が決定する免除の期間における月数に応じてあん分して得た枚数を交付する。この場合において、当該あん分して得た枚数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 指定収集袋の種別は、原則として1人世帯はS袋、5人以上の世帯はL袋、それ以外の世帯はM袋とする。
- 3 世帯の区分が重複する場合については、1区分の枚数を交付する。
- 4 「市区町村民税が非課税」とは、手数料の減免の申請時における世帯の課税状況によるものとする。
追加〔平成21年規則9号〕

3 三鷹市公衆トイレ条例

昭和47年3月28日条例第10号

改正 昭和57年12月13日条例第41号 昭和58年12月20日条例第28号
平成28年9月15日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、三鷹市が設置する公衆トイレに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称および位置)

第2条 公衆便所の名称および位置は、別表のとおりとする。

(行為の禁止)

第3条 公衆便所において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公衆便所を破損し、または汚損すること。
- (2) 公衆便所へごみその他廃棄物等を投棄すること。
- (3) その他公衆の利用に迷惑をおよぼすこと。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

付 則 (昭和57年12月13日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年12月20日条例第28号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則 (平成28年9月15日条例第23号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

別表

名称	位置
三鷹駅南口公衆トイレ	三鷹市下連雀三丁目46番2号
三鷹台駅前公衆トイレ	三鷹市井の頭二丁目1番20号